

令和 6 年度

大分市の教育



大分市教育委員会

大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日
大分市条例第2号

(目 的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条第1項に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、当該施策の総合的かつ計画的な推進について定める基本計画及び部落差別を解消するための基本方針その他あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する方針に基づき行うものとする。

(実態調査)

第5条 市は、前条第1項に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第13号)

この条例は、令和2年3月27日から施行する。

●表紙の作品について

生野 祥雲斎 (しょうの しょううんさい) 1904年 - 1974年

怒濤 1960年 高53.0×幅53.0×奥行73.0cm 竹・籐 大分市美術館蔵

生野祥雲斎は、別府市生まれの竹工芸家。1923(大正12)年、別府の佐藤竹邑斎に師事し、2年後に独立。1927(昭和2)年から大分市に居住。1940年、紀元2600年奉祝美術展覧会に出品し入選。以後、官展での入選を重ね、1959年、日展会員となった。1967年、竹芸界初の重要無形文化財保持者となり、1969年には紫綬褒章を受章した。1974年、逝去。

本作は、1956年、第12回日展において北斗賞を受賞した同名作品(現在所在不明)を基に、竹自体の美しさを活かすべく改良を加え再制作したもの。幅が1ミリ単位で異なる10種類もの竹ひごが用いられ、繊細さと大胆さを兼ね備えた形態は、竹という素材特有の美しさを際立たせるとともに、大海の荒波を創造性豊かに表現している。